

# 公 示 送 達 書

令和8年6月24日

次の書類を当市介護保険課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

三木市長 仲 田 一 彦



公示送達される方

番号	氏 名	送 達 す る 書 類
1	松浦 浩一郎 様	令和7年度介護保険料過年1期督促状